

## 流域下水道事業の地方公営企業法適用について

### 1 趣旨

平成 31 年 4 月からの宮城県流域下水道事業の地方公営企業法の全部適用と企業局への移管

### 2 背景及び目的

我が県の流域下水道事業は、人口減少などに伴う流域下水道の収入の減少に加え、施設・設備の更新に多額の費用を必要となることが予想される。また、包括外部監査においても流域下水道事業の投資や投下資本の回収が会計上不明確であること等の指摘を受けたこともあり、継続的かつ安定的な事業運営のために経営的な手法を採用することが求められている。加えて、経営環境の厳しさが増す中で住民サービスを安定的に提供することが全国的な課題となっているが、平成 27 年 1 月総務大臣から、平成 31 年度末までに下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するよう通知が出された。

このことを踏まえ、本県では、流域下水道事業の経営状況を的確に把握し経営責任を明確にするとともに、機動性、弾力性及び効率性を向上させ、県民が経営の安定した下水道を安心して使い続けられるように、平成 31 年 4 月から流域下水道事業に地方公営企業法を全部適用するものである。併せて、一層の効率化を図るため水道用水供給事業及び工業用水道事業を経営している企業局へ事業を移管することを目指し、土木部及び企業局内での検討や各種作業を進めているもの。

### 3 検討経過

平成 27 年 3 月から、土木部及び企業局の関係課職員で構成する流域下水道事業の地方公営企業法に係る調査委員会等を設置し、平成 28 年度までに計 6 回開催し、企業局への移管の方針、方向性、スケジュール等について検討を進めた。平成 29 年度は、両部局長等で構成する調査委員会に改編し、進捗状況等の確認を行い、政策・財政会議への提案を決定したものの。

### 4 今後の取組み

これまでの法適用に向けた取組は、概ね下記のスケジュールどおりに進捗している。

今後はこれまで以上に慎重な進行管理を行いながら着実に作業を進め、平成 31 年 4 月からの流域下水道事業の地方公営企業法の全部適用と企業局へのスムーズな業務移管を実現する。

(主な移行作業のスケジュール)

